

総務文教常任委員会

R 6 . 4 . 1 9 (金)

午後1時30分～

全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

市長公室

○亀岡市不当要求行為等対策条例案について

生涯学習部

○亀岡市新資料館（仮称）整備基本構想について

○かめおか霧の芸術祭2023アーカイブブックについて

教育部

○かめおか児童クラブについて

3 その他

(1) 令和6年度他都市先進地行政視察について

(2) 次回の日程について

総務文教常任委員会
提出資料

市長公室 人事課

亀岡市不当要求行為等対策条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市に対する不当な要求行為に対し、統一的に対応するとともに、これらを未然に防止するための体制を整備し、もって法令を遵守した公正な職務の執行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不当要求行為等 公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるおそれがある次に掲げる行為をいう。

ア 市が行う行為に関し、特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為

イ 市が行う行為に対し、その達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為

ウ 職員の採用その他の人事に関し、懲戒処分その他の行為を要求する行為

エ 職員を長時間拘束し、又は面会を要求する行為

オ 職員に対し、自らの要求を実現するため、暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる行為

(2) 職員

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員及び同条第3項に規定する特別職に属する市の職員のうち市長、副市長及び教育長

（市の責務）

第3条 市は、不当要求行為等への対策が実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

（職員の責務）

第4条 職員は、職務の執行に当たり、市民に対してその事務事業の内容について十分に説明し、理解と協力を得るための努力をしなければならない。

2 職員は、不当要求行為等が行われた場合(不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。)は、これを拒否しなければならない。この場合において、複数の職員で対応する等公正な職務の執行及び職員自身の安全の確保を図るとともに、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、警察への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、不当要求行為等(そのおそれがあるものを含む。)を受けたときは、その内容を記録し、管理監督者(当該職員を管理監督する地位にある職員をいう。以下同じ。)に報告するものとする。

(管理監督者の責務)

第 5 条 管理監督者は、職務の重要性を自覚し、所属に対する不当要求行為等の認知に努め、これを認知したとき、又は前条第 3 項の報告を受けたときは、適法かつ公正な職務を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理監督者は、前条第 3 項の報告の内容及び前項の規定により講じた措置について亀岡市不当要求行為等対策委員会に報告しなければならない。

(市民等の協力)

第 6 条 市民等(市民その他職務の執行に関係する者をいう。)は、この条例の目的を理解するとともに、職員の公正な職務の執行の確保について協力するものとする。

(不当要求行為等対策相談窓口)

第 7 条 不当要求行為等への初期の対応その他不当要求行為等に発展するおそれがある事案に係る相談を受け付けるため、不当要求行為等対策相談窓口を置く。

(亀岡市不当要求行為等対策委員会)

第 8 条 本市における不当要求行為等への対策を統一的に行うため、亀岡市不当要求行為等対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

2 対策委員会は、規則で定める委員をもって構成する。

3 対策委員会は、第 5 条第 2 項の報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び当該不当要求行為等に対し執るべき措置を協議検討し、その結果を市長及び当該報告

をした管理監督者に通知するものとする。

(亀岡市公正職務審議会)

第 9 条 市に対する不当要求行為等への統一した対応を徹底し、公正な職務の執行を確保するため、亀岡市公正職務審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 不当要求行為等に対する委員会の対応方針及び措置について、調査審議すること。
- (2) 不当要求行為等に対して市長が執るべき措置について意見を述べること。
- (3) その他不当要求行為等に係る事項について審議すること。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等に対する措置)

第 10 条 市長は、対策委員会から第 8 条第 3 項の通知を受けたときは、当該通知に基づき、不当要求行為等の行為者に対し、当該不当要求行為等に対し執るべき必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、当該不当要求行為等が止まないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等の行為者に対し公表をする旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該不当要求行為等が第 2 条第 1 号オに該当するときは、この限りでない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

亀岡市新資料館（仮称） 整備基本構想

令和6年3月
亀岡市教育委員会

1. 本構想の背景

- 1-1. 本構想の目的とこれまでの経緯
- 1-2. 社会的動向
- 1-3. 資料館の現状と課題

2. 新博物館の理念

- 2-1. 基本理念
- 2-2. 基本方針
- 2-3. 利用者ターゲット

3. 新博物館の機能・構成

- 3-1. 基本的な考え方
- 3-2. 基本機能
- 3-3. サービス機能

4. 新博物館の保存・展示構想

- 4-1. 収集・保存すべき資料
- 4-2. 展示種類

5. 新博物館の整備方針

- 5-1. 新博物館の立地条件
- 5-2. 新博物館の施設規模
- 5-3. 施設構成

6. 管理運営構想

- 6-1. 基本的な考え方
- 6-2. 管理運営体制
- 6-3. 運営手法
- 6-4. 新博物館の管理運営の考え方

7. 実現に向けたスケジュール

※本構想での用語の使い方

①「資料」

博物館法第3条に定める「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料」を指して「資料」と呼称する。

「資料」には、文化財保護法第2条に定める「文化財」を含むこととする。

②「文化資料館」

現存の亀岡市文化資料館を指して、このように呼称する。

③「新博物館」

新しく整備する施設について、博物館法が定める登録博物館を目指すため、「新博物館」と呼称する。ただし、本呼称は新しく整備する施設の名称を規定するものではない。

1. 本構想の背景

1-1. 本構想の目的とこれまでの経緯

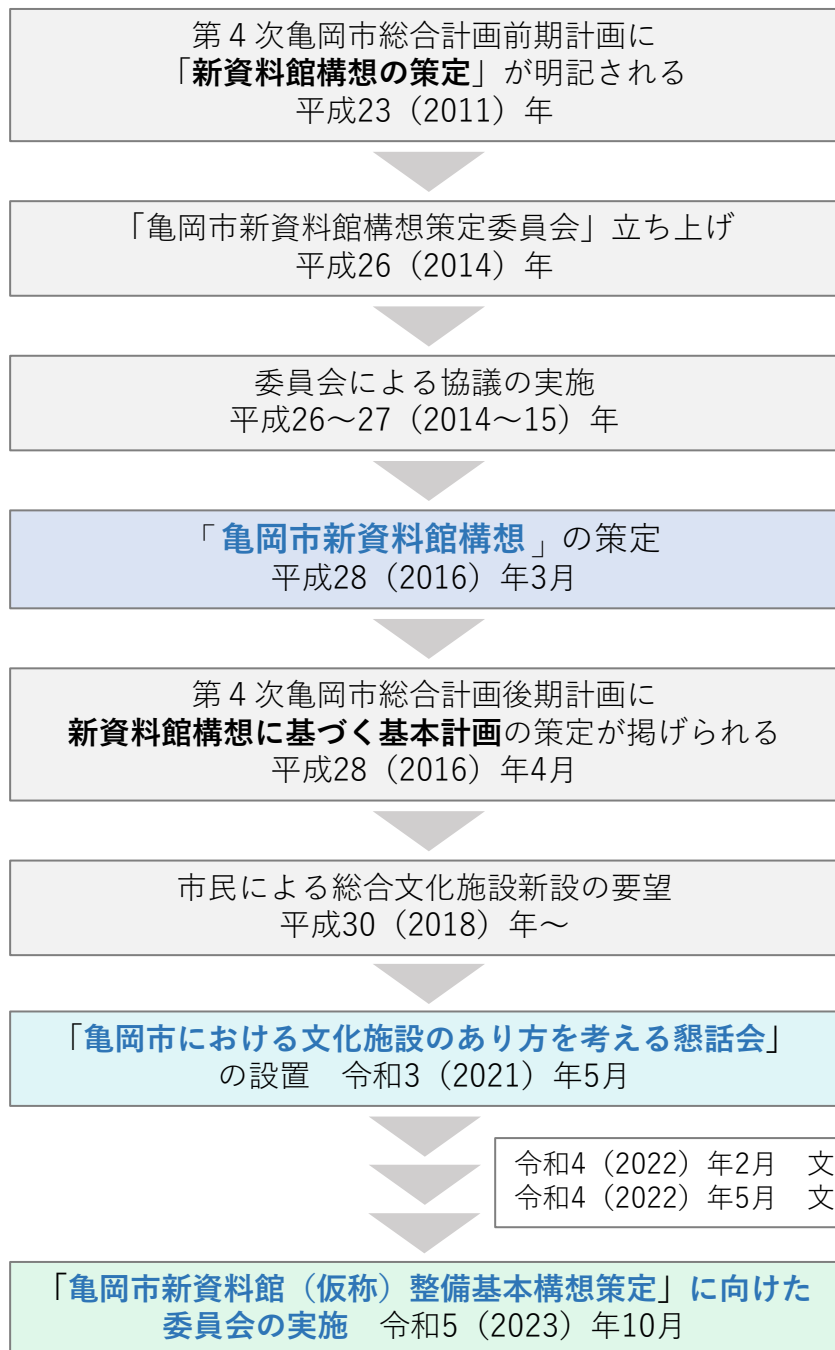
文化資料館は昭和60（1985）年に現在の場所・建物に開館しました。30年以上にわたり、郷土の歴史・文化を伝える約10万点の貴重な資料を収蔵し、市民の文化活動を支える拠点施設として活動を続けてきました。そうした中、建物の老朽化をはじめとするさまざまな課題が表面化してきました。

そのため、平成23年度に策定された市の長期計画「第4次亀岡市総合計画」には「新資料館構想の策定」が明記され、それに基づき検討が進められてきました。

本「亀岡市新資料館（仮称）整備基本構想」（※）策定の目的は、下記に示すような検討の経緯を踏まえ、亀岡市に求められる新博物館の基本理念や役割・機能を具体化するものです。

※基本構想の名称は令和5（2023）年当初の事業名を引き継いでおり、新博物館の名称を規定するものではありません。

■これまでの経緯



「亀岡市新資料館構想」の経緯

平成23（2011）年「第4次亀岡市総合計画前期計画」に「新資料館構想の策定」が明記されたことを契機に、平成26年「亀岡市新資料館構想策定委員会」が立ち上げられた。

様々な議論が重ねられた結果、**亀岡市の文化財保護及び歴史・文化に関する情報の拠点として、適正な規模・機能・人員配置を考慮した新資料館を新築する必要がある**とする「亀岡市新資料館構想」が平成28（2016）年3月に発表された。

「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」の経緯

「第4次亀岡市総合計画前期計画」の後期基本計画の目標に掲げられた新資料館構想に基づく基本計画の策定が未着手であること、また、**亀岡市内の様々な文化活動に取り組む方達による総合文化施設の新設の継続的な要望があったこと**から、文化資料館文化施設のあり方に関して意見交換を行う組織として、令和3（2021）年5月に「亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会」が設置された。

令和4（2022）年2月 文化施設のあり方に係る円卓会議
令和4（2022）年5月 文化施設のあり方に係るユース・ミーティング

1-2. 社会的動向

「博物館法」が令和4（2022）年に改正、令和5（2023）年に施行されました。新たな法体系の位置づけとともに、デジタルアーカイブの作成と公開をはじめとするいくつかの義務が追加されています。また、それに先立ち平成31（2019）年に改正された文化財保護法や、ICOMの新たな博物館定義など、博物館をとりまく社会的環境も著しく変化してきています。

さらには、令和3（2021）年、令和4（2022）年に策定された第5次亀岡市総合計画、第2次亀岡市教育振興基本計画、亀岡市文化財保存活用地域計画など、関連する市の計画のなかでも、文化資料館の機能や、文化財の保存・活用の在り方について、基本的な考え方が位置付けられています。

登録博物館、文化財公開承認施設を目指す新博物館の検討にあたっては、こうした動向を踏まえ検討を進めます。

■関連法令、国際的定義等について

関連法令

● 改正「博物館法」 令和5（2023）年4月1日施行

- ・ 法制定以来の社会教育法の本質に基づくことに加え、文化芸術基本法の本質にも基づくことが新たに定められた。
- ・ 博物館の事業内容に、①デジタルアーカイブの作成と公開、②学芸員等の人材の養成・研修の義務が追加された。
- ・ 他の博物館との連携・協力、文化観光その他の活動により地域の活力の向上に取り組む
- ・ 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できるようになった

● 改正「文化財保護法」 平成31（2019）年4月1日施行

- ・ 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいく。
- ・ 地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。
- ・ 地方における文化財保護行政に係る制度の見直しが行われ、条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようになった。

● 公文書館法

- ・ 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置く

ICOM

● ICOM（国際博物館会議）が採択した新たな博物館の定義 令和4（2022）年

- ・ ICOM日本委員会が定めた訳文
“博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。”
- ・ 博物館には、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められる。
（「文化をつなぐミュージアム」の理念（第25回ICOM(国際博物館会議)京都大会2019）

■市の上位計画・関連計画について

上位計画

● 第5次亀岡市総合計画 令和3（2021）年4月策定

亀岡のまちを取り巻く社会・経済の大きな流れやポストコロナの時代を展望しながら、あらゆる主体が共有するまちの将来像を示し、その実現に向けた指針。

- ・ 「豊かな学びと文化を育むまちづくり」の重点的な取り組みとして、文化資料館の機能やあり方・設置の検討の必要性が記されている。

● 第2次亀岡市教育振興基本計画 令和4（2022）年3月策定

亀岡市ならではの教育を通じて、子どもから大人まで全ての人が生涯にわたって力強く歩み続けることができる力を育むことを目指す。

- ・ 「みらい教育の創造」の具体的施策に、文化資料館の体感型ふるさと教育の推進がある。
- ・ 文化財に触れ学ぶ多様な機会の創出によって地域教育の充実をはかる必要性が言及されている。

関連計画

● 亀岡市文化財保存活用地域計画 令和5（2023）年2月策定

【基本理念】

地域が主体となって亀岡の文化財を理解し、保存・継承・活用することを通じて、ふるさとへの愛を育み、地域の活性化へ繋げる。

- ・ 目標は、地域主体による文化財の継続的・長期的な保存・活用。
- ・ 文化財の滅失を防ぎ、保存継承していくこと、少子高齢化・人口減少により伝統行事や神社仏閣の祭礼等の担い手不足などが大きな課題。

● 亀岡市公共施設等総合計画 平成31（2019）年3月改訂

【基本目標・方針】

- ・ 財政負担を軽減しながら、市民ニーズに適応した行政サービスの維持・向上を目指す
- ・ 市民と問題意識を共有し、持続可能で良好かつ最適な公共施設を次世代に引き継ぐ
- ・ 公共施設の検討の進捗や状況の公開などによる市民と問題意識・施設情報の共有化
- ・ 府や近隣市町村等との広域的な連携の検討 など

その他

● 亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想 平成30（2018）年3月策定

- ・ 亀岡市の自然や歴史、産業の特性、第5次亀岡市総合計画等の上位計画におけるまちづくり、地域づくりの方針を踏まえた構想。市全体をミュージアムと捉えた整備のあり方を示す。

● 子どもファースト宣言 令和4（2022）年

● 亀岡市デジタルファースト宣言 令和3（2021）年

- ・ 第5次亀岡市総合計画で掲げる目指す都市像「人と時代に選ばれるリーディングシティ 亀岡」実現に向けた宣言。

1－3. 文化資料館の現状と課題

「亀岡市新資料館構想 平成28（2016）年3月策定」に記された現状と課題や、昨年度の懇話会などで、以下のような課題があげられています。

※「亀岡市新資料館構想」については、付帯する参考資料を参照。

項目	内容
建物	・ 亀岡市立女子技芸専門学校として昭和49（1974）年竣工の建物を改修して使用。 ・ <u>老朽化が激しく</u>、毎年修繕が重ねられている。 ・ 建築当時の耐震基準では<u>耐震上の不安があり、文化財や来館者を守れない状況</u>にある。
展示室	・ 展示フロアの天井高が低く、<u>大型資料の展示ができない。</u> ・ エレベーターがないため、<u>資料の運搬に支障がある。</u> ・ 保津川や円山応挙、石田梅岩など、<u>亀岡の地域史を伝えるうえでの重要資料が少ない。</u> ・ 校舎を改築した施設であるため、他の博物館に比べて、<u>展示室の天井高が低い。</u> ・ 文章が長く難しく、体験展示が少ない。 ・ エアタイトケースがない。
機能設備	・ 登録博物館、又は博物館相当施設と同じ業務をおこなう<u>博物館類似施設</u>である。 ・ 郷土の歴史・文化を伝える貴重な資料約100,000点を収蔵するが、寄贈や発掘調査で資料が増え続け、収蔵スペースが不足している。 ・ 常設展では、亀岡地域の歴史や文化を、実物資料を用いて紹介する。 ・ 特別展、ロビー展、企画展の開催や出前授業等の活動も行う。 ・ <u>屋外で体験学習できるスペースや市民との共有・交流の場</u>が備えられていない。 ・ エレベーターがないため資料運搬に台車などが使えず、博物館機能に制約がある。 ・ 広い屋内空間や大型車が駐車できる駐車場がなく、学校利用等への対応が不十分。
立地	・ 亀岡市地域防災計画によって、<u>一時避難施設・避難場所に指定</u>されているが、一方で現在の立地は亀岡市の<u>ハザードマップで浸水害エリア</u>に指定されている。
利用状況	・ 入館者数11,483人（令和2年度・講演会等の来館者も含む） ・ 知名度と利用度が低く、課題と傾向への対策を考える必要がある。 ※平成25（2013）年のアンケート調査で、利用回数が多い来館者ほど、幸福度＝満足度が高くなるという資料館の特色が明らかになっている。

■亀岡市新博物館に関するこれまでの構想・提言

平成二十八（2016）年三月 亀岡市新資料館構想

- 収集・保存** 亀岡の「たからもの」を守るための充実した収蔵庫機能の確保が必要。
資料の散逸を防ぎ、地域共同体の中で維持管理ができなくなった資料を保存する。
- 調査・研究** 専門的知識を持った学芸員を設置する。
- 展示** 通史と亀岡の特徴的な時代・項目を中心に伝える。
わかりやすさ、見やすさに配慮し、ハンズオンやIT機器を活用した展示を行う。
- 普及活動** 情報提供の拠点となり、資料と市民を繋ぐ。
地域活動拠点となり、市民と市民を繋ぐ。
誰もが利用できる共用スペースの確保。
- その他** ユニバーサルミュージアムを目指す。
「登録博物館」または「公開承認施設」レベルの施設を目指す。
街と調和した亀岡らしい建物とする。

令和三（2021）年十二月 あり方を考える懇話会 亀岡市における文化施設の

- 施設構成** 単館での整備が望ましい。
- 収集・保存** 資料館の核心は、文化財を守り伝えていくこと。
十分な収蔵庫面積を確保する必要がある。
- その他** カフェやギャラリーなどの機能を備えた市民が集う場とするべきである。
亀岡の観光PRにつながる発信力のある拠点。

令和四（2022）年十二月 あり方を考える懇話会報告書 亀岡市における文化施設の

- 施設構成** 単館での整備が望ましい。
- 収集・保存** 資料館の核心は、文化財を守り伝えていくこと。
十分な収蔵庫面積を確保する必要がある。
資料のデジタル化も必要。
「見える収蔵庫」の導入も検討する。
- 展示** 歴史分野の中で、亀岡の豊かな自然を伝える。
美術館機能も担う。
- 立地** ハザードマップの危険区域から外れた浸水しない場所に建設する。
- 運営** 学芸部門は直営であるべき。
- その他** 登録博物館・公開承認施設として認定を目指すべき。
駐車場は大型バスを受け入れられる十分な広さを確保する。
部屋ごとに固定された機能は使いにくくなるため、フレキシブルな空間とする。
環境への配慮も必要である。 例：地元木材を使った博物館

■デジタル文化資料館の取り組み

令和4年度に整備された「デジタル文化資料館」は、新博物館のリアル・デジタルという両輪となる特徴的な機能として活用・拡充することが求められます。

現在の取り組みを以下に整理します。

メタバース

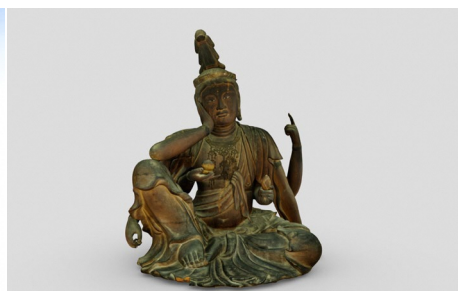
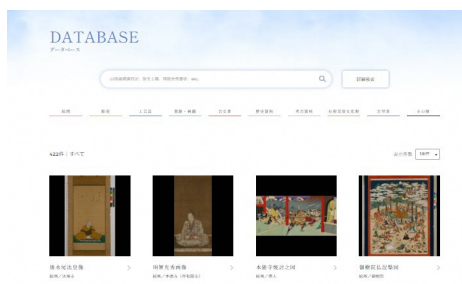
KAMEOKA VIRTUAL HISTORIA



「亀岡市文化財保存活用地域計画」に基づき、亀山城下や保津川等、5つのエリアを再現。

メタバース世界を探索しながら文化財を収集する体験コンテンツ。

デジタルデータベース



亀岡ゆかりの文化財をデジタル化。

いつでもどこからでも、文化財にアクセスできるプラットフォームを構築した。

■座談会・市民ワークショップ

基本構想策定にあたり、市民ワークショップを開催した。

亀岡市文化資料館友の会 文化座談会（※参加者は広く募集）

実施日時：令和6（2024）年2月10日（土）14時～16時30分

場 所：亀岡市文化資料館

概 要：第1部 講演「博物館とは？友の会とは？改めてそのあり方を問う」

講師 中西裕樹氏（京都先端科学大学 特任准教授）

第2部 座談会



座談会で交わされた議論の一部

- ・友の会では古文書を読む会など、自主的にサークル活動を進めている。
- ・友の会の活動を周知するために、市内各所で告知や成果を公開するなど、市民との接点を増やす必要がある。
- ・ボランティアとしての友の会の活動も今後重要になる。
- ・新博物館を拠点に文化財の保存や発信を進めるボランティアを導入してはどうか。
- ・友の会の活動と文化資料館の連携が大切。企画展と絡めて友の会の活動内容を計画し、成果を展示の中で公開するなどできると良い。

2. 新博物館の理念

2-1. 基本理念

新博物館が目指すべき理念を次のようにします。

亀岡の歴史・文化を語る「たからもの」を、市民とともに守り・育み、未来へ伝える

亀岡は、古代より丹波地域の政治の中心地であり、都との交流や美しい自然の中で豊かな文化が育まれてきました。新博物館は、この亀岡の歴史・文化が生んだかけがえのない資料＝「たからもの」を守り、育み、そして未来に伝えていく拠点として、新たに生まれ変わります。

亀岡市の「たからもの」を後世に残すための収集・保存拠点として、また、地域文化を育む生涯学習を実践し、シビック・プライド（＝地域への誇りと愛着）を高める場として、亀岡市から丹波地域へ、更に全国・世界へ、歴史・文化を発信できる博物館を目指します。

2-2. 基本方針

上記基本理念を実現するために、次の3つを基本方針とします。

(1) 亀岡の「たからもの」を守り、伝える

新博物館は、亀岡の歴史・文化・自然の中で育まれてきた「たからもの」を収集し、保存する館として、丹波地域の調査研究をけん引し、その成果を後世に伝える役割を担います。

- ・ 亀岡市内の重要文化財・指定文化財の収集・公開（公開承認施設と登録博物館を目指す）
- ・ 今後の市内の無住寺社や空き家の増加に伴う寄託品・寄贈品増加に対応できる収蔵庫の設置
- ・ 丹波地域の調査研究の拠点として、学芸員の専門性を活かせる仕組み作り
- ・ 市内外の学校教育との連携・社会科見学等にも対応
- ・ 積極的に展覧会を実施する

(2) 市民と市民をつなぐ

子どもから大人まで、世代をこえて共に学び、集う場をつくり、市民とともにふるさと亀岡への愛を育みます。また、誰もが安心して利用できるインクルーシブな施設を目指します。

- ・ 市民の学習と交流のハブとなる博物館
- ・ 市内外の芸術家や市民の作品等も展示・公開できるスペース
- ・ 多世代にわたる市民、障がい者、外国人、多様な利用者に対応した機能

(3) 地域の文化観光拠点として発信する

文化観光のハブとして、亀岡市や丹波エリアへの人の周遊を促します。また、教育機関や外部団体と連携し、地域文化の活性化に貢献します。

- ・ 城下町の入り口として、城下へ人を促す街歩きの起点
- ・ 亀岡市内各地の各拠点への周遊を促進
- ・ 市内外の博物館等との連携、及び広域的なネットワークを構築

2-3. 利用者ターゲット

本構想では、亀岡市民のすべての方々、小学生から高齢者、障がいのある方、外国人、市民・学校団体の利用など、多様な利用者層をターゲットとします。また、課題となっている若年層利用やファミリー層への対応、観光客への対応も求められます。

< 利用者ターゲットの整理 >

対象者層	特性
A.一般市民 (一般成人～高齢者)	・ 展示を含め、博物館の活動に積極的に参加するヘビーユーザー層。 ・ 自らの興味・関心に応じて、知りたい情報、深い情報を求める。
B.一般市民 (ファミリー層)	・ 小学生等を連れた家族層。 ・ 歴史や美術の展示よりも、子ども向けのプログラムや展示等に合わせて立ち寄りが見込まれる。
C.児童・生徒 (小中学校・義務教育学校)	・ 総合学習等で訪れ、郷土の歴史文化を学ぶ場として来館する層。 ・ 当施設のメインターゲットの一つとなる層。
D.学生 (高校生～大学生等)	・ 現資料館の課題でもある若年層の取り込みに対応する戦略ターゲット層。 ・ 大学等と連携したまちづくり活動の発信など、まちに広がる博物館活動発信の場としても位置付ける。
E.来訪者	・ 国内外からの観光客、特に増加するインバウンド客が見込まれる。 ・ 市内観光のハブとしての機能やサービスが求められる。
F.ダイバーシティ &インクルージョン (外国人／障がい者等)	・ ダイバーシティ＆インクルージョンに対応した、ユニバーサルデザインに基づく施設やサービスの在り方が求められる。 ・ 多言語対応、やさしい日本語、視覚や聴覚障がい者に対応した情報提供の在り方など、多様な利用者に対する対応が求められる。

新博物館は、上記のうち次のターゲットに亀岡市の歴史・文化の魅力が伝わるように展示構成等を検討します。

(C) 児童・生徒（小中学校・義務教育学校）

- ・ 歴史を学びはじめる小学生と中学生をターゲットとします。
- ・ 学校教育での利用を通して、若年層に地域の歴史・文化を伝えることで、次世代の亀岡市の担い手を育みます。

(E) 来訪者

- ・ 交流人口・移住者の増加を目的として、京都府内からの観光客に加え、国内観光客からインバウンドの来訪を狙います。

3. 新博物館の機能・構成

3-1. 基本的な考え方

亀岡市には様々な歴史文化や生涯学習のための拠点、市民活動の拠点やレジャーのための拠点など、多彩な拠点があります。

新博物館の備えるべき機能を検討するにあたっては、それら拠点との関連の中で、位置づけを定める必要があります。

< 市内拠点整理図 >



亀岡市には

- ・歴史文化拠点は、史跡丹波国分寺跡、旧亀山城下町、出雲大神宮などに代表される。
- ・観光拠点は、保津川下り、湯の花温泉、サンガスタジアム by KYOCERAがあげられる。
- ・生涯学習拠点は、図書館やギャラリーかめおか（道の駅）などが市民団体の活動スペースや子どもの遊び場として生涯学習拠点になっている。
- ・市民活動拠点は、亀岡市児童館や亀岡市交流会館、市立文化センターがある。市民団体や活動の場として機能し、交流が生まれている。

上記より、亀岡市内の拠点施設との関連の中で、新博物館の位置づけを検討する。新博物館は他拠点との連携を前提として、以下の位置づけを重要視する。

求められる新博物館の位置づけ

1. 亀岡市の歴史文化の発信・教育普及拠点
2. 重要な資料を後世に残していくための保存・活用拠点
3. 京都丹波地域をリーディングする文化拠点

3-2. 基本機能

新博物館は、関連する法規や亀岡市の上位計画等に基づき、次の7つの機能を博物館の基本機能として位置づけます。

(1) 収集

目的 亀岡の「たからもの」となる資料を収集する

方針

- ・ 歴史や文化に関わる資料を中心に、亀岡の持つ様々な性格を代表する資料を網羅的に収集する。
- ・ 市内所有者による管理が難しくなった資料は、上記の条件に当てはまるものを中心に積極的に受け入れる。
- ・ 市内所有者が市外に寄託している資料について、所有者が当館での所蔵を希望される場合は、積極的に受け入れる。

(2) 保存

目的 亀岡の「たからもの」を適切な環境に保管し、その価値を維持する

方針

- ・ 公開承認施設の条件を満たす収蔵環境を確保し、素材の特性等に関わる知見を有する学芸員の元、資料の性質に応じた適切な環境管理を行う。
- ・ 保存すべき資料量に対して十分な収蔵スペースを確保する。
- ・ 保存に関わる適切な記録・管理（デジタルデータ化を含む）等を行う。

(3) 調査・研究

目的 関連情報の収集や整理により、専門的な見地から「たからもの」の理解を深め、歴史的・学術的な価値を見出す

方針

- ・ 市内に所在する未調査文化財を調査する。
- ・ すでに見出された文化財を精査するとともに詳細調査を実施する。

(4) 展示・公開

目的 亀岡の「たからもの」の価値を伝え、共にそれを享受する機会を幅広く提供する

方針

- ・ 亀岡の歴史・文化・風土を多角的に取り上げ、収集・保存・研究の成果に基づき、「亀岡のたからもの」の価値を伝える展示を行う。
- ・ 平常展示の他、企画展、特別展などを実施する。
- ・ 亀岡の文化の精華を伝える国宝・重要文化財などの展示公開を行う。

(5) 教育普及

目的 展示を核としつつ、「地域の文化観光の拠点」「市民と市民をつなぐ場所」にふさわしい役割を果たすための様々な手段を、学術的・専門の見地から提供する

方針

- ・ 資料目録や館報、研究紀要等を通じて調査成果を発表する。
- ・ 学校教育との連携を行う。

(6) 市民共創

目的	友の会等の亀岡市文化財保存活用地域計画に定める「支援団体」や、市民団体との連携・協働を通じて、市民と一緒に歴史文化の発掘・普及を進める
----	---

方針	・友の会等の「支援団体」やガイドの会、市民団体による調査や学習、創作の機会を提供する。 ・市内各地で歴史の調査・普及啓発を行う各団体と連携し、歴史・文化の発掘を進める。
----	--

(7) 情報発信・交流拠点

目的	市内各地域の歴史・文化に関する情報発信センターとしての役割を果たすとともに、市外と市内各地の交流拠点となる
----	---

方針	・市内の歴史文化に係る情報を集約し、市外へ発信する。 ・文化観光の拠点となる。 ・各所との連携を働きかける窓口となる。
----	---

3-3. サービス機能

新博物館は、3-2の基本機能とともに市民の豊かな文化活動を支えるための諸機能を備えることが求められます。今後の計画において検討すべきものとして以下を例示します。

(1) レファレンスサービス

博物館が収蔵する図書資料およびデータベースを公開するサービスです。
カウンターでは市民の質問や相談を受け付け、専門的な見地から情報提供を行います。

(2) カフェ・レストラン・ショップ

展示観覧後に一息つく空間であり、施設の魅力向上にもつながるサービスです。
地元飲食店の出店や、地元食材の使用により、地域との繋がりを作ることにも可能です。
多様な客層を呼び込むことによる交流の創出も期待できます。

(3) 観光情報サービス

地域への周遊を促し、観光を促進する機能・サービスです。
ガイドブック等による情報提供に加え、レンタサイクルなどの移動交通手段も考えられます。

(4) 子ども向け体験スペース

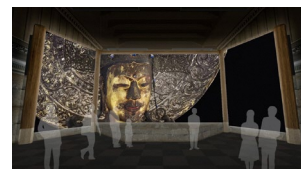
小さなお子様連れでも安心して博物館を利用できる機能・サービスです。子ども向けの展示を備えることや、保育園・子育てネットワークと連携することも考えられます。

(5) デジタル文化資料館

市民とともにデジタル文化資料館を活用し継続していくための機能も、今後検討が必要です。

例1 メタバース体験室

メタバースを等身大スケールで体験できる空間



例2 教育現場との連携

事前学習としてのメタバースの活用や、授業での活用方法の提案



例3 市民による文化財ワークショップ

市民自らがデータスキャンに参加し、文化財をデジタル保存していく

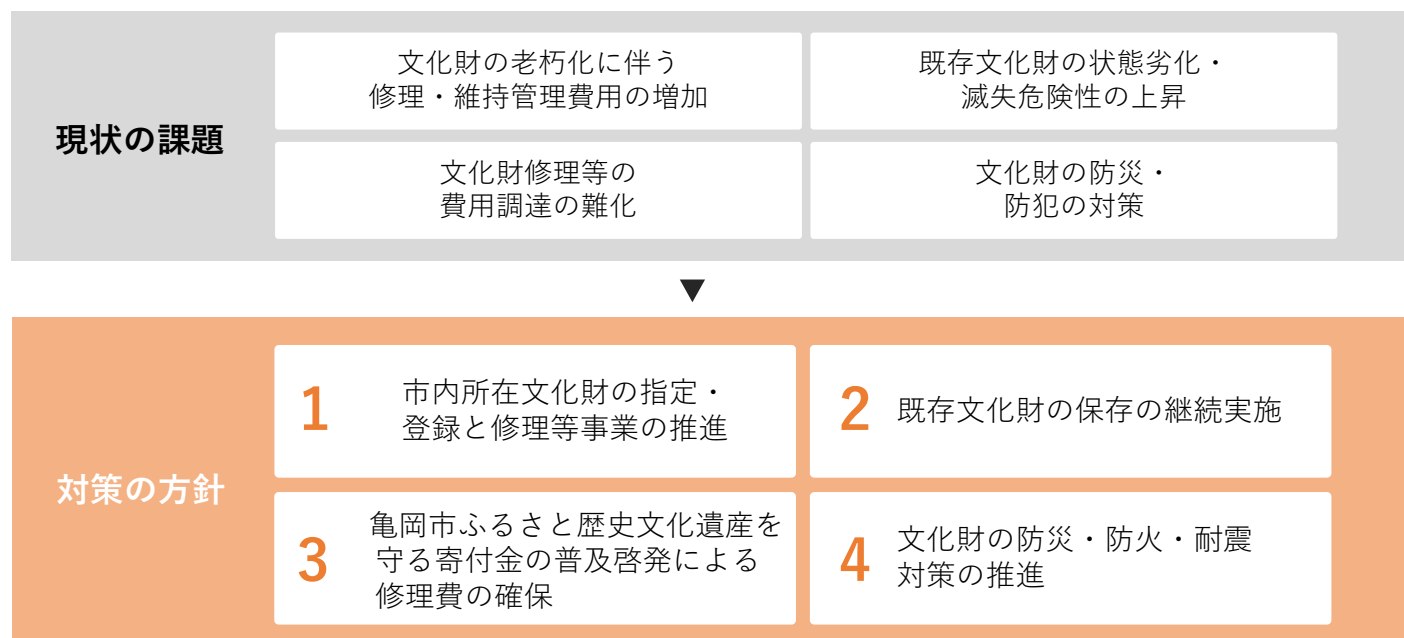


4. 新博物館の保存・展示構想

4-1. 収集・保存すべき資料

(1) 亀岡市新博物館における文化財の保存について

亀岡市が令和4（2022）年に策定した「亀岡市文化財保存活用地域計画」では、「しる」「ふかめる」「まもる」「つたえる」「いかす」の5つの方針を掲げ、このうち「まもる」について次の点を課題として列挙しています。



(2) 資料の収集方針 P.11・12 3-2新博物館の基本機能も参照

資料の収集にあたっては、以下の3つの資料に重点を置きます。

- 1 亀岡市の歴史・文化を語るうえで重要と思われる資料で、散逸のおそれがある等、新博物館での保存が必要となった資料。
- 2 亀岡市内の寺社や個人宅等で所蔵されており、管理者(※)が不在となったことにより、当該場所での保存・活用が困難となった資料。
※管理者・・・所有者を含み、实际的に管理している者を指す
- 3 亀岡市内の寺社や個人等が所蔵し、これまでに市外の博物館・美術館へ寄託され、保存されている資料のうち、所蔵者が新博物館での保存を望むもの。

(3) 資料保存の方針

新博物館は、(2)のように多量の資料を収集・保存していく必要があることから、新博物館外にある既存施設等も活用しながら、次のように分担し、資料の保存を円滑かつ効率的に進めていきます。

収蔵場所	内容
①新博物館 収蔵庫	温湿度管理が必要な文化財である絵画・彫刻・古文書等の <u>美術工芸品</u> を中心に保存を進める。
②南金岐文化財収蔵庫 (亀岡市大井町)	<u>考古遺物</u> や民具等を中心に保存を進める。
③一の宮文化財事務所 (亀岡市千歳町)	<u>考古遺物</u> を中心に保存を進める。
④千歳文化財収蔵庫 (亀岡市千歳町)	<u>考古遺物</u> や民具等を中心に保存を進める。 ※建物の老朽化を考慮し、②③への集約も検討する。

※自然災害被災時には、他市町との連携を行う。

(4) 収集・保存すべき資料の例

文化財種類		資料例	関連する 収集方針	想定される収蔵場所
美術 工 芸 品	絵画	円山応挙筆障壁画	3	新博物館収蔵庫
		涅槃図（河原林町極楽寺所蔵）※ 1	2	
	彫刻	地藏菩薩坐像（峠子安地藏保存会所蔵）※ 2	2	
		薬師如来坐像（国恩寺旧蔵）※ 3	2	
	古文書	区有文書	2	
		神社・寺院所蔵文書	1 ・ 2	
	歴史資料	形原松平氏所用甲冑	1	
		中川小十郎関係資料	1 ・ 3	
	考古資料	盾持ち人形はにわ・保存処理済置物	3	新博物館収蔵庫
		各研究機関保管の市内出土遺物	1	南金岐文化財収蔵庫 一の宮文化財事務所
有形民俗資料		希少性の高い民具	2	南金岐文化財収蔵庫 千歳文化財収蔵庫
		佐伯灯籠の人形浄瑠璃人形	1	新博物館収蔵庫
		亀岡祭で使用されなくなった懸装品	1	新博物館収蔵庫

※1 河原林町勝林島にある極楽寺所蔵涅槃図は、長く同寺土蔵に保存されてきたものであるが、令和2年度に京都府指定文化財に指定されたことを受け、地元から長期にわたり亀岡市文化資料館への寄託の相談をうけてきたもので、同涅槃図の修理が完了した令和6年2月より当館に寄託され、特別収蔵庫で保存している。

※2,3 国恩寺旧蔵阿弥陀如来坐像等一式および峠子安地藏坐像は、江戸時代より安置されてきた本堂が破却あるいは損壊の危機にあるために現在一時的に別の場所に安置されているが、現在の安置場所も長期的な維持が困難であることから、資料館での保存の相談をうけているもの。

4-2. 展示構成

新博物館の展示は、主に3つの展示+αでの構成を検討します。

(1) 基本展示（常設展示）

「亀岡市文化財保存活用地域計画」で検討した4つのテーマを基に、亀岡市の歴史・文化を特徴づける基本展示で構成します。4つのテーマはそれぞれ範囲の異なる時間軸で構成されるため、併せて古代から現在に至る亀岡の通史を伝える展示を検討します。

(2) テーマ展示（常設展示）

歴史軸だけでは語りにくい、また特徴的な資料について、テーマ展示としてそれぞれに展示スペースを設けます。円山応挙作の絵画や仏教美術にフォーカスした展示などが考えられます。

(3) 企画展示

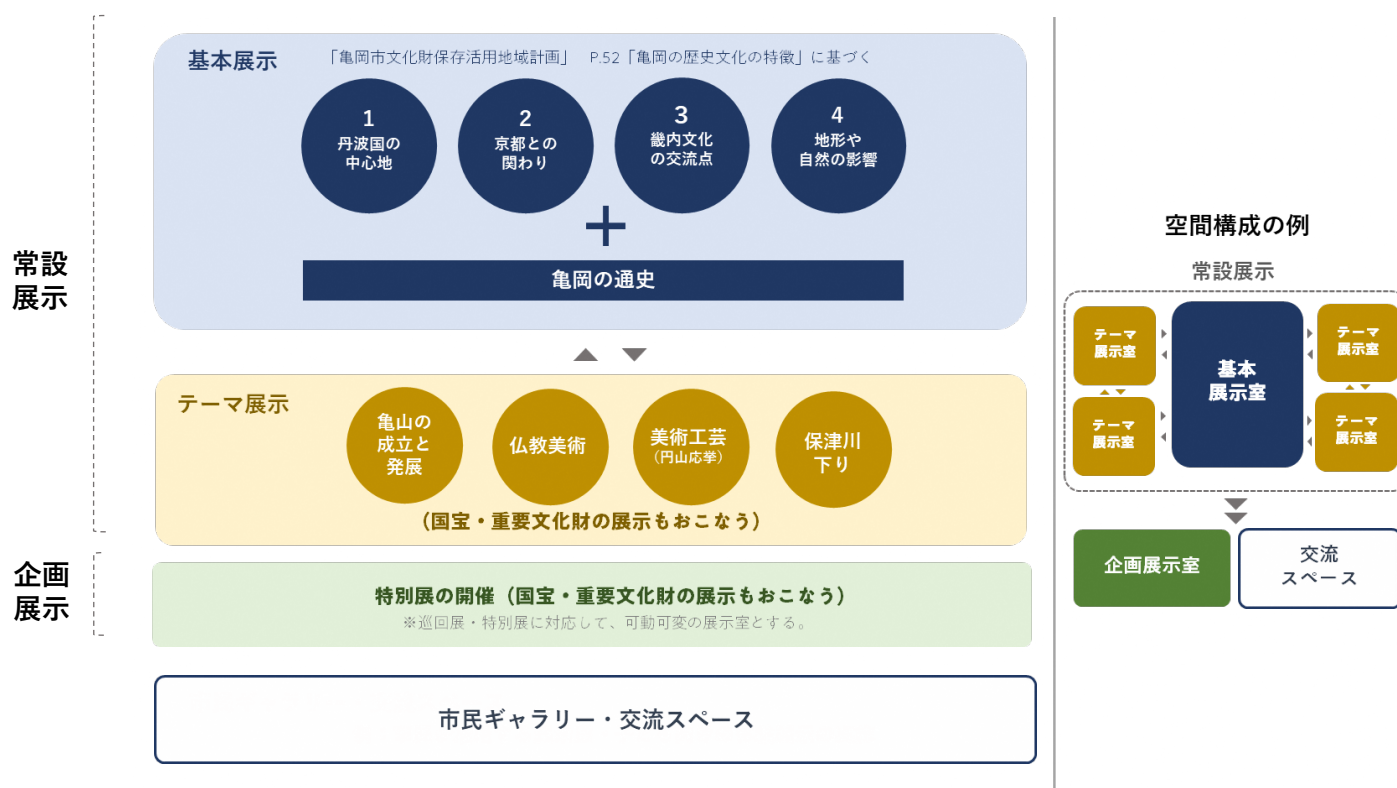
新博物館の学術研究成果の発信の場として企画展示を構成します。可動可変の展示スペースとし、公開承認施設を目指し、国宝・重要文化財の展示も可能な設えにするとともに、国や府、他館と連携した巡回展なども行います。

・市民ギャラリー

市民による研究や創作活動の発表の場、子どもを対象とした体験展示といった、多様な利用者を対象とした展示スペースです。

・交流スペース

講演会やセミナー等の開催できるスペースです。



5. 新博物館の整備方針

5－1. 新博物館の立地条件

新博物館の建設候補地の検討にあたっては、以下の条件があげられます。

- ・文化資料館以上の収蔵面積・展示面積を確保できること
 - ・亀山城跡をはじめとする文化財と近く、交流拠点になり得ること
 - ・亀岡市洪水ハザードマップの氾濫想定区域外であること
- ※亀岡市洪水ハザードマップ <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/15/2470.html>

5－2. 新博物館の施設規模

第3章・4章の内容をふまえて、次のような施設規模を想定します。

< 基本情報（想定） >

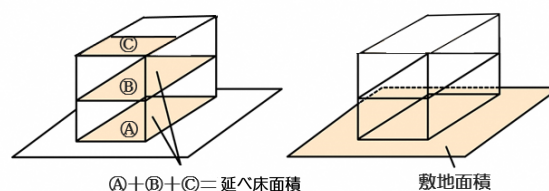
延床面積：6,000㎡以上

例：4階建ての場合

（1階～3階/1,800㎡、4階600㎡）

延べ面積 6,000㎡

敷地面積 3,000㎡



以上の理由から、下記の建設予定地が望ましいと考えます。

現・旧上下水道部庁舎（〒621-0811 京都府亀岡市北古世町1丁目2）

- ・洪水ハザードマップ：色該当なし（0m未満）
- ・敷地面積 およそ3,000㎡（およそ907坪）
- ・建蔽率60%・容積率200% ※用途基準に準ずる

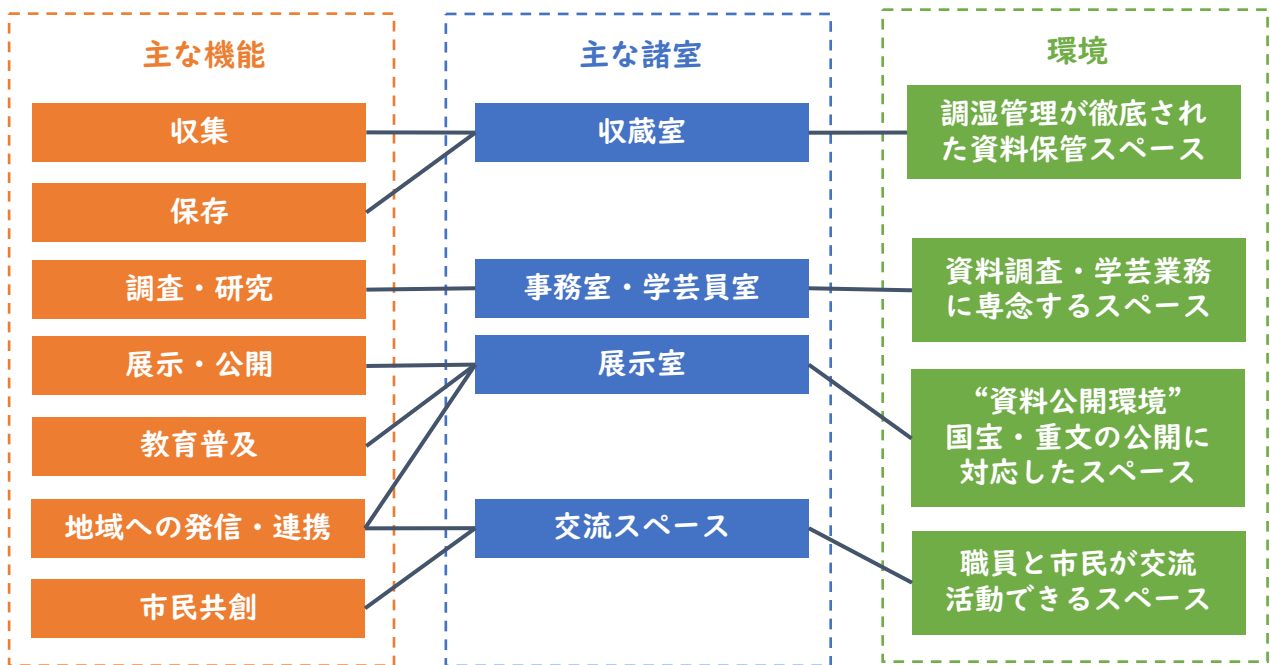


5-3. 施設構成

(1) 基本的な考え方

博物館では、展示室や収蔵庫など、必要な施設の構成を検討する上で次の点に配慮し、貴重な資料を守ることを重視した配置を行います。

< 施設構成の考え方 >



(2) 施設の構成イメージ

< 諸室平米数の1例 >

部門	諸室名	面積/㎡
展示部門	基本展示室	1,500
	テーマ展示室	
	企画展示室	
	市民ギャラリー	
収蔵部門	特別収蔵庫	2,000
	一般収蔵庫	
	燻蒸室	
	一時保管庫	
	収蔵庫前室	
	トラックヤード（屋内）	
	荷解室	
研究部門	学芸研究室	500
	調査室（写真撮影室）	
	閉架式書庫	
管理部門	職員事務室	1,000
	会議室	
	書庫・印刷室	
	機械室	
交流学習部門	交流スペース	600
共用部門	エントランスホール	400
	共用部（廊下・トイレ）	
	ミュージアムショップ・カフェレストラン	
合計		6,000

・各諸室の施設の規模

博物館は、一般的に「展示部門」「収蔵部門」とその他の諸室を含む「研究部門」「管理部門」「交流学習部門」「共用部門」の6部門で施設構成します。

・動線

「資料動線」「職員動線」「利用者動線」が交わるのをできるだけ避けます。

・その他の諸室

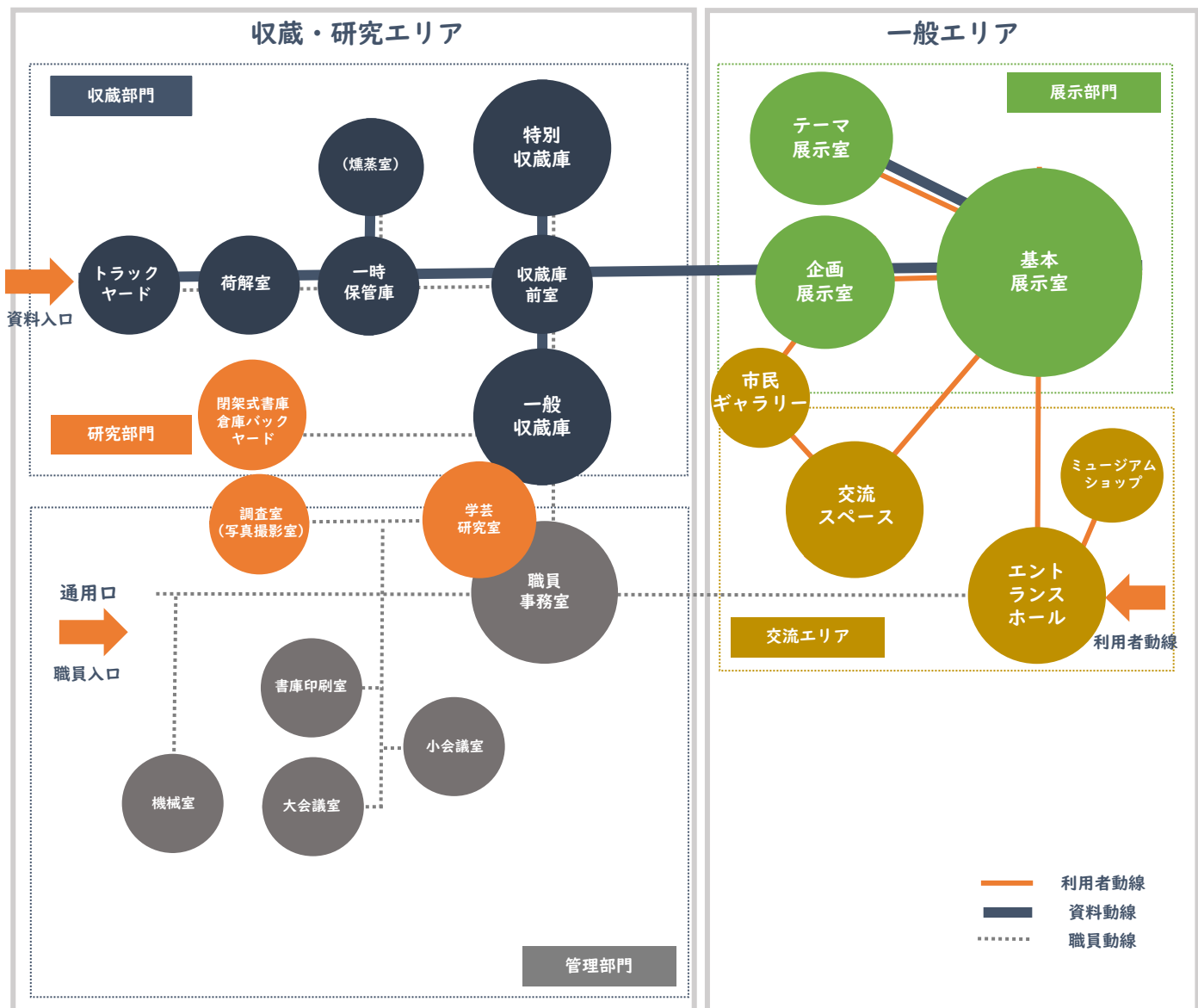
市民とともにある博物館を目指すために、市民ギャラリーや交流スペースを設けます。

なお、諸室の構成については、文化資料館施設の活用も含めて検討しています。

(3) 諸室の構成イメージ

収蔵・研究エリア、一般エリアに区分し、各部門にて動線を踏まえた概念図です。
今後検討における具体的な諸室ゾーニングに向けての指針とします。

< 諸室構成概念図 >



6. 管理運営構想

6-1. 基本的な考え方

多様な主体と連携した博物館活動を行うとともに、市民とともに、亀岡の「たからもの」を守っていく博物館として、これまで以上に充実した博物館の機能を発揮することができる運営のあり方を実現し、市民を主体とする博物館運営に取り組みます。

6-2. 管理運営体制



6-3. 運営手法

運営方法は、下記のうちC：A1直営＋業務委託が想定されます。

参考：運営方法の比較

手法	A		B		C
	A1 直営 (市長部局)	A2 直営 (教育委員会)	B1 指定管理 (館管理すべて)	B2 指定管理 (部分管理)	A1直営＋業務委託
概要	・市が博物館を運営する	・教育委員会が博物館を運営する	・市が指定した民間事業者が館全体を運営する	・市が指定した民間事業者がカフェや交流スペース等館の一部を運営する	・市が館を運営するが、一部業務を民間事業者に委託する。 ※学芸部門は直営
メリット	・運営の継続性・連続性を確保できる ・市長部局と他部署との連携がスムーズ	・運営の継続性・連続性を確保できる ・小中学校との連携がスムーズ	・民間事業者のノウハウや人材が活用できる		・運営の継続性・連続性確保と民間ノウハウ、人材の活用が両立できる。
デメリット	・博物館運営のノウハウや集客に係る企画力・人材が得にくい ・公務員法や各種規則によって、柔軟な運営の対応がとりにくい	・博物館運営のノウハウや集客に係る企画力・人材が得にくい ・公務員法や各種規則によって、柔軟な運営の対応がとりにくい ・予算の確保が難しい	・指定期間が3～5年のため、運営の継続性や連続性が確保しにくい ・学芸員など専門人材の育成・定着が図りにくい		・学芸と運営サービス等で組織が異なり、部門間連携が図りにくい場合がある。 ・学芸業務を市職員で行う場合、博物館の学芸業務に関する知識や企画力を持った人材の確保が前提となる。

※この他、地方独立行政法人などについても検討しました。

6-4. 新博物館の管理運営の考え方

(1) 組織について

館長＝歴史・文化についての高い見識と専門性を持ち、総合的に博物館経営のマネジメントのできる人材が必要です。

学芸員＝収集保存・展示普及・調査研究活動など担当し、考古・歴史・民俗・美術工芸等の専門性をもつ学芸員の配置が必要です。研究費等の支援を含めた研究環境の充実が求められます。

事務職員＝現在、学芸員が担当している庶務事項などについては、事務職員を十分に配置し、多様なニーズに応えるために充実させる必要があります。

体制＝職員体制において、土曜・日曜・祝日勤務体制における防犯・防災上での対応に必要な人数、博物館機能の運営のために必要な人数の確保が求められます。

博物館協議会＝博物館法に準ずる博物館協議会を設置することも必要です。協議会からの広い視点から、各種事業の企画運営面で柔軟な発想・運営が可能となります。

友の会＝現在は博物館活動に積極的に参加する形で、日々の運営が行われていますが、今後は更に、ボランティアとして参加活動も可能であると考えられます。

(2) 運営形態・評価システム

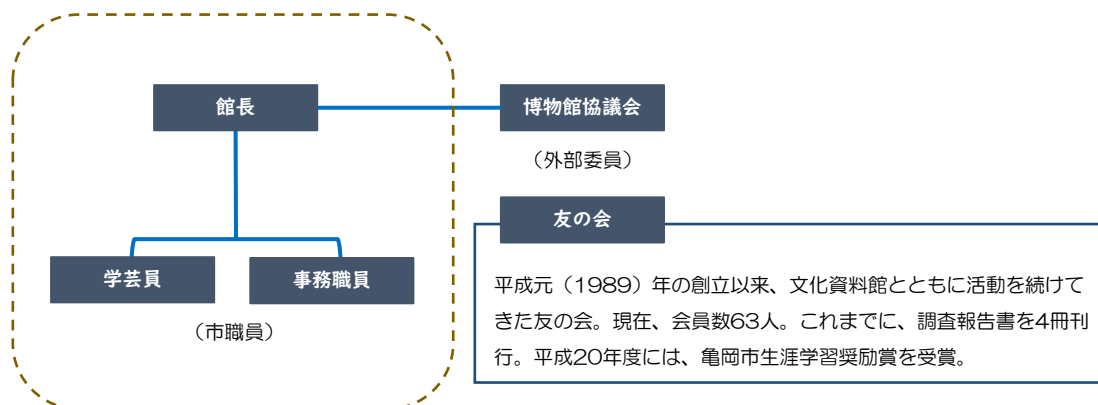
①運営形態

直営や指定管理者による運営などの比較検討については、さらに議論を深める必要があります。今後の亀岡市の財政状況の推移を注視する中で、市内地域で活動するNPO諸団体との連携、他博物館・学校教育・研究機関などとの共同研究を積極的にすすめる資料館として、継続的な維持管理にどのような運営形態が望ましいかを検討することが今後の大きな課題といえます。

②評価システム

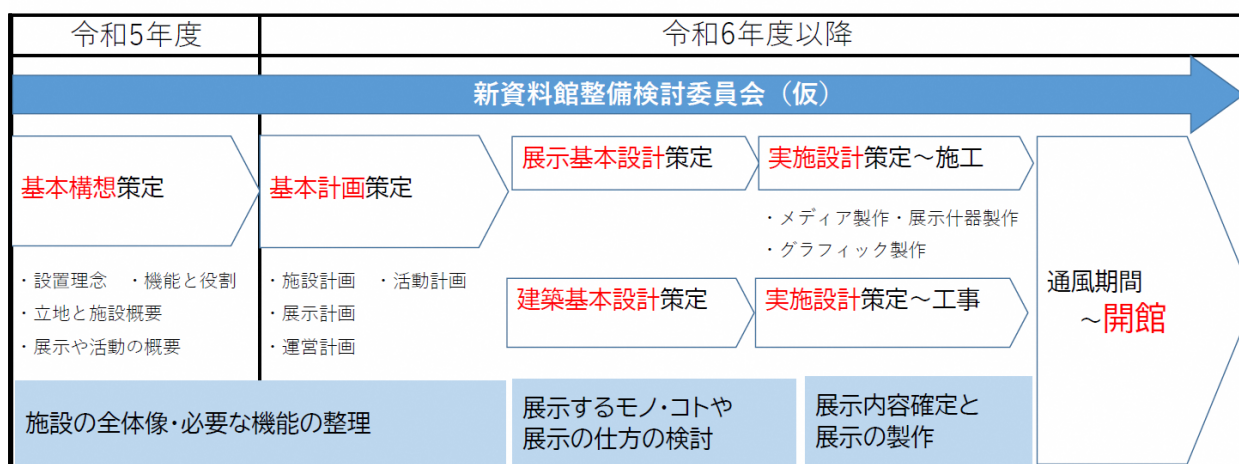
行政評価だけでなく、博物館協議会などによる外部評価や市民アンケートをし、改善を図っていく必要があります。

※組織イメージ図



7. 実現に向けたスケジュール

7-1. スケジュール



参考資料

2 亀岡市文化資料館の現状

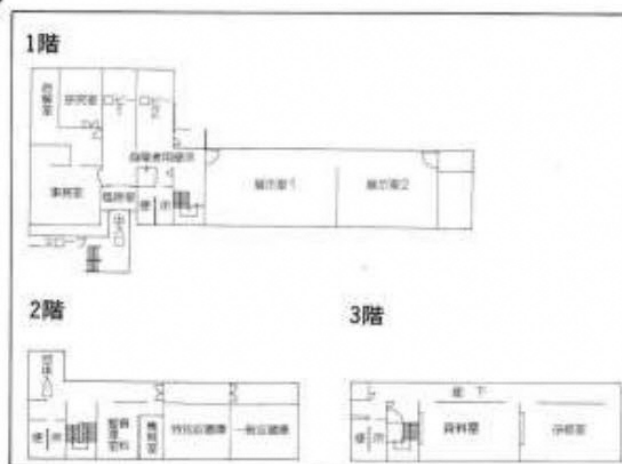
(1) 施設概要

閉校となった亀岡市立女子技芸専門学校の校舎を改造し、昭和 60 年 11 月に、亀岡市文化資料館として開館しました。

◆施設面積◆

所在地	〒621 亀岡市古世町中内坪1番地		構造	鉄筋コンクリート造3階建	
敷地面積	6,027.47㎡	建築面積	750.96㎡	延床面積	1,382.98㎡
1 階		2 階		3 階	
主な部屋名	面積	主な部屋名	面積	主な部屋名	面積
展示室 1	161.28㎡	特別収蔵庫	60.48㎡	資料室	90.72㎡
展示室 2	120.96㎡	一般収蔵庫	60.48㎡	研修室	90.72㎡
ロビー 1	34.73㎡				
ロビー 2	30.39㎡				
研究室	37.62㎡	資料整理室	49.98㎡		
荷解室	23.15㎡				

◆各階平面図◆



当館特別収蔵庫の現状



当館一般収蔵庫の現状



当館敷地内プレハブ収蔵庫に満杯の民具の現状



千歳町にある千歳収蔵庫に満杯の大型民具の現状

(2) 所蔵資料概要

資料の種類	主な資料名	数量	収蔵場所
古文書	亀山藩史料(京都府指定文化財)	198 点	特別収蔵庫
古文書	杉原家文書・矢田家文書	約 4 万点	特別収蔵庫
古文書	亀岡高等女学校関係資料(明治～昭和)	239 点	3 階資料室
古文書	足利高氏願文(京都府指定文化財)	1 点	特別収蔵庫
古文書	永田家文書ほか寄贈資料(古文書等)	約 5,000 点	特別収蔵庫・一般収蔵庫
美術・工芸	金輪寺鰐口(京都府指定文化財)	1 点	特別収蔵庫
美術・工芸	二代目村正脇指(亀岡市指定文化財)等刀剣	10 点	特別収蔵庫
美術・工芸	半頬(伝明智光秀所持)	1 点	特別収蔵庫
美術・工芸	形原松平家ゆかりの甲冑等、甲冑	6 点	特別収蔵庫
絵画	出雲神社榜示図(亀岡市指定文化財)	1 点	特別収蔵庫
考古資料	坊主塚古墳出土遺物(亀岡市指定文化財)	一括	特別収蔵庫
考古資料	市内遺跡出土遺物	約 5,000 箱	一般収蔵庫・千歳収蔵庫・ 一の宮収蔵庫ほか
民俗資料	亀岡の寒天製造用具(国登録有形民俗文化財)	517 点	一の宮収蔵庫
民俗資料	民具・農具・生活用具	約 1,000 点	プレハブ・千歳収蔵庫
民俗資料	鍛冶道具一式(暫定)	約 400 点	一般収蔵庫
民俗資料	下駄製作用具一式	330 点	特別収蔵庫
民俗資料	船大工道具一式(暫定)	804 点	プレハブ
民俗資料	奥条人形浄瑠璃用具(京都府登録文化財)	125 点	特別収蔵庫
標本	植物標本	約 6,000 点	収蔵庫前室など
標本	魚の標本	約 100 点	3 階
書籍	福知文庫[福知正温旧蔵資料]	図書 3,600 冊、 資料 1,500 点	3 階資料室
書籍	堤文庫[堤圭三郎旧蔵資料]	約 2,000 冊	一般収蔵庫等
書籍	石田文庫(教科書類・郷土史など)	約 3,000 冊	1 階荷解室
書籍	自治体史・展示会図録・埋蔵文化財調査報告書	約 10,000 冊	3 階資料室・1 階ロビー・ 1 階研究室
写真版	写真版製本	3,600 冊	3 階資料室
フィルム	マイクロフィルム	2,100 本	1 階荷解室
フィルム	教育フィルム	155 点	収蔵庫前室
フィルム	写真フィルム	約 200 ファイル	3 階資料室
写真プリント	写真プリント	収納ボックス 250 箱	3 階資料室・1 階荷解室
資料目録	資料目録(約 1,300 資料群)	収納ボックス 60 箱	1 階荷解室
飼育展示資料	アユモドキと保津川水系の魚たち	約 70 匹	1 階ロビー

3 新資料館への視点 なぜ今新資料館なのか？

（1）亀岡市文化資料館の現状

老朽化と耐震レベルへの対応と、収蔵庫の満杯状態の解消が必要！

亀岡市文化資料館は、閉校となった亀岡市立女子技芸専門学校の校舎（昭和 49 年竣工）を改造して、昭和 60 年（1985）11 月に開館しました。以来、30 年間にわたり亀岡市における様々な分野の文化財に関して、収集・整理、調査・研究、展示・普及の事業を実施してきました。特に貴重な文化財を次の世代に伝えるべく、数多くの考古・歴史・民俗資料を収集保管しています。

しかし、本来、資料館として設計された建物ではないため、構造上の制約から、大型資料の展示ができない天井高の低い展示フロアとなっています。また、収蔵庫スペースも限られ、既に満杯の状態となり、廊下にも収蔵するありさまです。

建物としても、建築から 41 年経過して、雨漏りや備え付けの空調機器の不調など老朽化による不都合が多く起こっています。さらに、建設当時の基準のままでは耐震上の不安もあるなど、文化財を維持管理する上でも危機的現状であることも看過できません。新資料館の設置による早急な対応が不可欠であるといえます。

（2）文化財をとりまく現状

資料館は、地域をまもる砦となるべき！

昭和 30 年（1955）1 月の 1 町 15 ヶ村の大合併による亀岡市市制施行以後、京都府内有数の耕地面積を有する自然環境豊かな地域でありながら、京阪神に隣接する立地環境から急速に都市化が進んできました。人々の暮らしも、昔ながらの、主として農業中心の大家族での生活から、核家族単位での生活が多くなり、家の中での暮らし方も、地域での共同作業の様子も随分と変わってきました。

時代の転換点に立つ現在、今の暮らしの背景に、これまでどのような暮らし方があったのかを理解することは、大変重要です。地域の歴史を理解することは、「住み続けたいまち」として、住環境の向上を図るためにも大切なことです。

資料館は、これまで使われてきた生活道具や農具の散逸を防ぎ、地域共同体の中で維持管理できなくなった仏像や講の古文書などを、人々の暮らしを物語る大切な資料として、また、地域が受け継いできた“たからもの”として、受け入れ、守っていく砦となる必要があります。

（３）市民の望む新資料館とは？ 利用者が幸せになる場所

地域の情報拠点として、だれもが気軽に集まって、わかりやすく、楽しく学べる！

亀岡市文化資料館による取り組みとは別に、市民からの声として、平成 25 年(2013)にはシンボルプロジェクトチーム「自然・文化・次代継承」による「新資料館構想の策定に向けたアンケート」が実施され、資料館の知名度と利用度の低さが大きな課題として判明しました。ただ、一方で、利用回数の多い来館者ほど、幸福度＝満足度がアップする資料館としての特色が見えました。いずれにしても、知名度の低さなどから新資料館の名称なども含めてこうした課題と傾向への対策も継続的に考える必要があります。

平成 26 年(2014)5 月には亀岡市文化資料館友の会によって『提言書～新資料館構想の策定に向けて～』が作成され、市民の立場から「集い学べる資料館」「夢と誇りを育てる資料館」という目指すべき姿と 10 項目の提言をいただきました。

（４）生涯学習推進の重要な施設として資料館機能の充実が必要！

人々と共に、「亀岡の“たからもの”」を未来に伝えるために

亀岡市の行政・教育の理念として「水・緑・文化が織りなす」まちとし、「ふるさと大好き」な子どもたちを育て、「歴史と伝統を生かす」まちづくりがうたわれています。ここにも、なぜ今新資料館なのか？の大きな理由が含まれているといえます。まさに、そうしたまちづくり、人づくり、未来づくりの拠点、ふるさとの歴史・文化・自然を知り、先人の知恵を伝えるために、お互いの学びを高める場＝生涯学習の場としての充実が求められています。

開館以来 30 年間にわたり収集・保管した各種文化財を、今のまちづくりなどに利用・活用して関心・理解を高めると同時に、ふるさと亀岡を特徴づける「亀岡の“たからもの”」として次の世代へ伝える使命は重大です。

なぜ今新資料館なのか？市民一人一人が、学び楽しみながら亀岡の未来を拓くためには、新資料館として、機能の充実を図ることが必要不可欠なのです。

< 参考添付資料 >

*『亀岡市民憲章』 憲章 「歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります」 (p.22)

* 亀岡市文化資料館友の会『提言書～新資料館構想の策定に向けて～』

目指すべき姿と 10 項目の提言 (p.24)

総務文教常任委員会 資料

令和6年4月19日（金）

教 育 部

令和6年度かめおか児童クラブの開設状況について

1 開設教室数 16校33教室

2 R6入会児童数（4/1現在） 1,448人

【参考：R5入会児童数（4/1現在） 1,240人】

3 R6土日祝日入会児童数（4/1現在） (人)

開設場所	令和6年度				令和5年度			
	実人数	土	日	祝日	実人数	土	日	祝日
安詳小学校 （自治会）	29	29	1	5	—	27	1	4
大井小学校 （メディアス）	31	30	6	11	—	23	8	13
城西小学校	21	20	1	12	—	14	1	7
計	81	79	8	28	65	64	10	24

4 職員体制 (人)

	令和6年度	令和5年度
支援員	87	60
支援補助員	28	50
補充要員	96	48
人材派遣	4	—
計	215	158

5 育親学園かめおか児童クラブについて

令和6年4月の「育親学園」の開校にあわせて、従来の3小学校の児童クラブは、「育親学園かめおか児童クラブ」として、従来どおりの3箇所（本梅町公民館、旧畑野小学校、旧青野小学校）で開設しています（令和6・7年度）。

育親学園での授業終了後、児童クラブ専用バスで3箇所の児童クラブに児童を送り届けています。

令和6年度入会児童数 (人)

児童クラブ名	人数
育親学園かめおか児童クラブ（本梅）	30
育親学園かめおか児童クラブ（畑野）	17
育親学園かめおか児童クラブ（青野）	28